# 税金のお知らせ 平成31年度(平成30年分)の税の申告受付開始

問い合わせ 市・県民税について 税務課 市民税係 (☆内線330・331・336) 所得税について 筑紫税務署 ☎(923)1400

# 市・県民税の申告

会 場 市役所 4 階大会議室

期 2月22日金~3月15日金(土・日曜日を除く)

※上記の期間中は、市役所1階の税務課では申告書の受付を行いません。

受付時間 午前9時~午後3時30分 ※初日や午前は混雑が予想されます。

#### 対象地区

期 日	対 象 地 区
2月22日(金) 2月25日(月) 2月26日(火) 2月27日(水)	北谷・内山・松川・三条・三条台 連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西・大町 新町・白川・秋山・五条・五条西
2月28日 (木) 3月 1日 (金) 3月 4日 (月) 3月 5日 (火)	五条台・東ケ丘・星ケ丘 高雄・高雄台・梅ケ丘 梅香苑・緑台
3月 6日 (水) 3月 7日 (木) 3月 8日 (金) 3月11日 (月)	水城・水城台・水城ケ丘 国分・坂本・観世音寺 東観世・桜町・榎
3月12日(火) 3月13日(水) 3月14日(木) 3月15日(金)	榎寺・芝原・通古賀・都府楼・大佐野 つつじケ丘・ひまわり台・大佐野台 向佐野・長浦台・吉松・青葉台

※対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。 ※郵送での申告も受け付けます。記入済の申告書に控除証明 書などを添付してください。

※まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。

## 必要なもの

□にチェックをしてご確認ください				
	年金や給与の源泉徴収票 など、30年中の所得が わかるもの		本人確認ができる書類 (運 転免許証、障害者手帳、 パスポートなど)	
	30 年中に支払った健康保 険料・生命保険料・地震 保険料等の控除証明書		本人および扶養親族の個人 番号が確認できる書類(マ イナンバーカード、通知	
	印鑑 (認め印可)		カードなど)	
※以下は該当者のみ				
	※以下は	該当る	<b>当のみ</b>	
	※以下は 〈代理人が申告する場合〉 代理人の本人確認書類 委任状	<b>該当</b>	<b>ぎのみ</b> 〈医療費控除を申告する場合〉 医療費控除に関する明細書 または病院や薬局の領収書	
	〈代理人が申告する場合〉 代理人の本人確認書類		〈医療費控除を申告する場合〉 医療費控除に関する明細書	

※医療費控除を申告される人は、医療を受けた人ごとに病院や薬 局の領収書を整理し、必ず事前に集計をお願いします。

### 市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在、本市に住所がある人。ただし、次の人は市県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人 (市役所で受け付けは行っていません)
- ②給与所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書 (源泉徴収票)が提出されている人

(提出の有無については勤務先へご確認ください)

- ③公的年金などの所得のみの人で控除の追加がない人
- ④無収入で同一世帯のどなたかの扶養親族になっていた人
- ※左記の①~④に該当する人でも、国民健康保険や後期高 齢者医療、国民年金などの関係で申告が必要な場合があ ります。国民健康保険については18頁をご確認ください。
- ※給与・年金以外で少額でも収入があった場合、所得税の 確定申告が不要であっても、市・県民税の申告は必要です。
- ※申告が必要と思われる人には申告書を郵送します。郵送 されていない人で申告が必要と思われる場合は、申告す るか、問い合わせください。

#### 所得税の確定申告

#### 筑紫税務署の確定申告会場

会場 イオンモール筑紫野 3階イオンホール (筑紫野市立明寺 434-1)

期間 2月18日(月)~3月15日(金) (土・日曜日を除く)

時間 午前9時~午後4時

- ※期間中筑紫税務署本庁舎では、作成済みの申告書 のみ受け付けます。
- ※詳細は1月1日号の広報だざいふ10頁をご覧く ださい。

# 本市の確定申告相談会場

65歳以上(昭和29年1月1日以前生)で、収入が年金・給与のみの人の確 定申告相談会場

会場 いきいき情報センター 2階多目的ホール

日時 2月5日以~8日 年前9時~午後4時

- ※受付を早めに終了する場合があります。
- ※駐車場が混雑するため、公共交通機関をご利用ください。
- ※収入が年金・給与のみで、病気や身体が不自由であるため、筑紫税務署 の確定申告会場での申告(相談)が困難な人は、本市の確定申告相談会場 をご利用ください。

#### 必要なもの

- ●上記「市・県民税の申告」の「必要なもの」に記載しているもの
- ●申告者本人の□座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)